

令和 8 年第 8 回女川町教育委員会会議録

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------------|---|--------|-------|--------|---------|-------------|---------|--------|---------|-----------|---------|----------|-------|----------|---------|------------|---------|---------------|---------|--------|---------|
| 1 | 招 集 月 日 | 令和 8 年 8 月 25 日（火） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 招 集 場 所 | 女川町役場 3 階 小会議室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 出席委員等 | 1 番 横 井 一 彦 委員
2 番 新 福 悦 郎 委員
3 番 中 村 たみ子 委員
4 番 山 内 哲 哉 委員
平 塚 隆 教育長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 欠 席 委 員 | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 説明のため出席したもの | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>教育局 局長</td> <td>新 田 太</td> </tr> <tr> <td>教育局 参事</td> <td>佐 藤 拓 也</td> </tr> <tr> <td>教育局 次長兼指導主事</td> <td>佐々木 光 春</td> </tr> <tr> <td>教育局 次長</td> <td>中 嶋 憲 治</td> </tr> <tr> <td>教育局 教育指導員</td> <td>坂 本 忠 厚</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課 課長</td> <td>阿 部 豊</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課 参事</td> <td>千 葉 英 貴</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課 技術参事</td> <td>青 山 美 恵</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課 子育て支援係長</td> <td>上 野 さおり</td> </tr> <tr> <td>第四保育所長</td> <td>本 田 真由美</td> </tr> </table> | 教育局 局長 | 新 田 太 | 教育局 参事 | 佐 藤 拓 也 | 教育局 次長兼指導主事 | 佐々木 光 春 | 教育局 次長 | 中 嶋 憲 治 | 教育局 教育指導員 | 坂 本 忠 厚 | 健康福祉課 課長 | 阿 部 豊 | 健康福祉課 参事 | 千 葉 英 貴 | 健康福祉課 技術参事 | 青 山 美 恵 | 健康福祉課 子育て支援係長 | 上 野 さおり | 第四保育所長 | 本 田 真由美 |
| 教育局 局長 | 新 田 太 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育局 参事 | 佐 藤 拓 也 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育局 次長兼指導主事 | 佐々木 光 春 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育局 次長 | 中 嶋 憲 治 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育局 教育指導員 | 坂 本 忠 厚 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 健康福祉課 課長 | 阿 部 豊 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 健康福祉課 参事 | 千 葉 英 貴 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 健康福祉課 技術参事 | 青 山 美 恵 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 健康福祉課 子育て支援係長 | 上 野 さおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第四保育所長 | 本 田 真由美 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 本委員会の書記 | 参事 佐藤 拓也 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 開 会 | 午前10時00分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 教育長 | それでは、令和 8 年第 8 回女川町教育委員会を開会します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 会期の決定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 教育長 | 会期は、本日 1 日限りといたします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 前回会議録の承認 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 教育長 | はじめに、前回の会議録の承認の件をお諮りいたします。
すでに配付されておりますが、委員の皆様方何かお気付きの点
はありませんでしょうか。
無いようですので、承認とさせていただきます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 会議録署名委員の指名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 教育長 | 2 番 新福 悦郎 委員
4 番 山内 哲哉 委員
よろしく願いいたします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 議 事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 教育長 | 本日は、議題の中で認定こども園関係のものがありますので、
健康福祉課長はじめ 5 名の皆様にもご参加いただいております | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

教育長
教育局長

ので、ご了解賜ればと思います。

それでは、議事に移りたいと思います。

はじめに、議案第18号「幼保連携型認定こども園に関する事務の管理及び執行に対する意見について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

ただ今議題となりました、議案第18号「幼保連携型認定こども園に関する事務の管理及び執行に対する意見について」の内容をご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項において、地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、教育課程に関する基本的事項の策定等は教育委員会の権限に属する事務と、密接な関連を有するものであるため、女川町が幼保連携型認定こども園を設置するにあたり、教育委員会の意見聴取に関する規則を制定するため、令和8年8月19日付けで女川町長から意見を求められたものでございます。

内容につきましては、女川町が設置する幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則の制定についてでございます。

令和9年4月に開園予定の女川町立認定こども園に関し、教育委員会からの意見聴取について必要な事項を定めるものとしております。

今回ご提案いたします規則は、本則と附則で構成するものとしております。

本文では、町が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、第1号から第3号に掲げるものに対し、教育委員会から意見を聞かなければならないと規定しております。

第1号では、認定こども園の教育課程に関する基本的事項の策定に関する事、第2号では、認定こども園の設置、廃止または休止に関する事、第3号では、前2号のほか、町長が定める事務と規定しております。

次に、附則といたしまして、この規則は、令和8年9月1日から施行することとしております。

以上、議案第18号「幼保連携型認定こども園に関する事務の管理及び執行に対する意見について」の内容についてご説明申し上げますが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長	ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたらお願いします。 （「異議なし」の声あり）
教育長	それでは、承認ということでよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
教育長	それでは、議案第18号は承認されました。 続きまして、議案第19号「条例案に対する意見について」をお諮りします。 書記に議案を朗読させます。 （議案朗読）
教育長 教育局長	ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。 ただ今議題となりました、議案第19号「条例案に対する意見について」の内容をご説明申し上げます。 本議案につきましては、今後開会されます町議会9月定例会に議案として提出するため、令和8年8月19日付けで女川町長から意見を求められたものでございます。 内容につきましては、女川町立認定こども園設置に関する条例の制定についてでございます。 令和9年4月に開園予定の女川町立認定こども園に関し、必要な事項を定めるものとしております。 今回ご提案いたします条例は、本則第1条から第12条までと附則及び別表で構成するものとしております。 第1条では、設置を規定し、就学前の子供に対する総合的な支援のため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、認定こども園を設置することを決めております。 第2条では、定義を規定し、1号認定子どもから3号認定子どもに関し、それぞれ定義付けをしております。 第3条では、名称、位置及び利用定員を規定しており、認定こども園の名称、位置及び利用定員を規定しております。 第4条では、職員を規定し、認定こども園に園長及びその他の職員を置くこととしております。 第5条では、事業を規定し、認定こども園が実施する事業を規定し、第1号において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき実施することとし、第2号においては、一時預かり事業に関することを規定しています。 また、第3号においては、前2号のほか、町長が必要と認める事業の実施についても規定しております。 第6条においては、開園時間を規定し、認定こども園の開園時

	間について規定しております。
	第7条においては、休園日を規定し、認定こども園の休園日について規定しております。
	第8条においては、入園資格を規定し、認定こども園に入園できる者を規定しております。
	第9条においては、入園手続を規定し、認定こども園に入園するための事項を規定しております。
	第10条においては、休園及び退園手続を規定し、休園及び退園するための事項を規定しております。
	第11条においては、保育料等を規定し、保護者から保育料を徴収することを規定し、第2項においては、その保育料を別表第1に定める額としております。
	また、第3項においては、一時預かり事業における利用料を規定し、その額は、別表第2に定める額としております。
	第4項及び第5項においては、保育料の返還及び減免、援助等について規定しております。
	第12条においては、委任を規定し、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定めることとしております。
	別表第1及び別表第2においては、認定こども園の保育料及び一時預かりの利用料について規定しております。
	最後に、附則といたしまして、この条例は、令和9年4月1日から施行することとしており、附則第2項において、入園申込み等の準備行為は、条例施行前においても行えることとしております。
	以上、議案第19号「条例案に対する意見について」の内容についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。
教育長	ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたらお願いします。
	(「異議なし」の声あり)
教育長	それでは、承認ということよろしいでしょうか。
	(「はい」の声あり)
教育長	それでは、議案第19号は承認されました。
	続きまして、議案第20号「幼保連携型認定こども園に関する事務の管理及び執行に対する意見について」をお諮りします。
	書記に議案を朗読させます。
	(議案朗読)
教育長	ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。
教育局長	ただ今議題となりました、議案第20号「幼保連携型認定こども

園に関する事務の管理及び執行に対する意見について」の内容をご説明申し上げます。

本議案につきましては、女川町が設置する幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則が令和8年9月1日から施行されることに伴い、令和8年8月19日付けで女川町長から意見を求められたものでございます。

内容につきましては、女川町立認定こども園管理運営に関する規則の制定についてでございます。

令和9年4月開園予定の女川町立認定こども園に関し、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとしております。今回ご提案いたします規則は、本則第1条から第20条までと附則で構成するものとしております。

第1条では、趣旨を規定し、女川町立認定こども園に関する条例施行に関し、必要な事項を定めることを規定しています。

第2条では、定義を規定し、関連する法律及び条令において使用する用語を例にすることとしております。

第3条では、教育又は保育の実施時間を規定しており、認定こども園における教育または保育時間を規定しております。

第4条では、学年及び学期を規定し、認定こども園の学年及び学期を規定しております。

第5条では、休業日を規定し、1号認定子どもに係る認定こども園の休業日について規定しております。

第6条においては、教育課程その他の教育及び保育を規定し、認定こども園における教育及び保育は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて行うものとし、第2項において、法令に定めるもののほか、教育・保育要領の定めにより、教育及び保育内容の編成をするものとしております。

第7条においては、利用定員を規定し、1号から3号における認定子どもの利用定員について規定しております。

第8条においては、職員の職種及び職務内容を規定し、認定こども園に配置する職員の職種を規定し、第2項において、職員の職務内容について規定しております。

また、第3項において、職員の員数を在籍園児数に応じて、基準以上に増加できるものとし、第4項において、第1項で定める職種のほか、法第14条第2項に規定する職員を置くことができるとしています。

第9条においては、入園時期を規定し、認定こども園に入園する時期について規定しております。

第10条においては、入園の申込みを規定し、認定こども園に入

園するための手続きについて規定しております。

第11条においては、退園手続を規定し、園児が認定こども園から退園するための事務手続きについて規定し、第2項においては、各号に定める事項に該当した場合は、教育及び保育を停止し、退園させることができることを規定しております。

また、第3項においては、退園が決定した時、その事務手続きについて規定しております。

第12条においては、欠席及び休園を規定し、園児を欠席させようとする場合の手続きについて規定し、第2項においては、引き続き1月以上教育または保育を受ける見込みがない園児の事務処理について規定しております。

第13条においては、出席停止を規定し、園児の出席停止について規定しております。

第14条においては、課程の修了を規定し、教育及び保育課程を修了した場合を規定しております。

第15条においては、施設及び設備等の保全を規定し、施設の整備保全に関する事項を規定しております。

第16条においては、緊急時等における対応を規定し、緊急事態が生じた場合の措置について規定しております。

第17条においては、非常災害対策等を規定し、園長は、非常災害発生に備え、必要な措置を講ずることを規定しております。

第18条においては、苦情の解決を規定し、苦情を受け付けるための窓口の設置について規定しております。

第19条においては、虐待防止のための措置に関する事項を規定し、子供の人権の擁護及び虐待防止のための必要な措置を講ずることを規定しております。

第20条においては、委任を規定し、この規則で定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めることとしております。

最後に、附則といたしまして、この規則は、令和9年4月1日から施行することとしており、附則第2項において、入園申込み等の準備行為は、規則施行前においても行えることとしております。

以上、議案第20号「幼保連携型認定こども園に関する事務の管理及び執行に対する意見について」の内容についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

新福委員 第11条第2項第2号集団での教育及び保育が不相当と認められ

	るときというのは、具体的にはどういうことを想定しているのかというふうに考えるんですけど、想定していることがありましたら、教えていただきたいと思います。 それから、第4号において、2号認定子ども又は3号認定子どもが、子ども・子育て支援法施行規則第1条の5各号に掲げる事由と出てきますが、どういう事由に該当しなくなったときなのか、そのところを具体的に説明していただければと思っています。
教育局長	それでは、本日説明員として出席しております健康福祉課職員から説明させることとしてよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
教育局長	それでは、よろしく願いいたします。
健康福祉課技術参事	それでは、健康福祉課の青山からご説明いたします。 第11条第2項第2号の集団での教育及び保育が不相当と認められるときというところですが、障害など養育が必要と認められる場合であったり、ほかのサービス等の利用が必要となった場合などを想定しているところでございます。
健康福祉課子育て支援係長	次に第11条第2項第4号で、子ども・子育て支援法施行規則第1条の5各号に掲げる事由に該当しなくなったときということで、第1条の5の各号のところが保育要件の内容になっております。 例えば主にご家庭の保育保護者が就労していたり、妊娠、出産でご家庭でというふうなことができないといった場合、あとは求職活動を行っているといった場合やお家で介護などを行っている場合にお子さんを子育てできないということで、それを理由に、2号、3号というのは保育ということで、子供を預けるということになるので、その事由に該当しなくなったときは対象になります。保育を必要とする要件に該当しなくなりましたというときには、退園、退所というふうな形といった対応になると思います。
新福委員	主に保護者の就労の関係ということですか。
健康福祉課子育て支援係長	主なものが就労となります。
新福委員	分かりました。
教育局長	ほかにございませんか。
横井委員	第17条の園長は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備しと一応あるのですが、スタートする前の段階でかなり職員さんも含めて打合せを行う期間があるということですのでよろしいのでしょうか。これはいつ頃スタートするんですか。条文的には整っていますけど、

	実際にはこれからですという形ですよ。 第四保育所長 現在、申請書類を作成している段階で計画を立てております。避難先の下見をしたり、どのような場所に避難したらいいかということを今検討しております。 教育長 これからという部分もあるということですよ。 横井委員 園長をはじめ、スタッフは大体決まっているんですか。 第四保育所長 役割分担は決まっております。 横井委員 結局何を心配しているかという、スタートを切った途端に何かがあるという前提で備えておかなければならないということです。新たに開園してから連携不足だったり認識不足だったりというのが表面化するケースがありますので、特にお子さんを扱う、ましてや新しい場所で新しい施設となりますので、預けるほうとすると、その辺の備えについてはよろしくお願ひしたいと思います。 健康福祉課長 ご意見ありがとうございます。 認定こども園につきましては、第四保育所の老朽化が著しいということもあって、教育部門も入れたいという思いから、今回、認定こども園を整備して、来年から開園することになっております。 ご指摘のように、さまざまな問題といえますが、手続き的にも、認可をもらうための申請もしなければなりませんし、従来第四保育所で整備しているいろいろな運営に関する規則的なものを認定こども園に移した場合、どういうふうに手直ししながら4月1日から運営できるかということを両所長考えながら今現在進めているところです。 まず一旦は、9月には認可に必要な届出というものを、まずそれが一番急ぐ形で進めておりまして、それ以降、細かい部分の規程ですとか運用面の規則的なものを進めていきたいというふうに考えてございます。 よろしくお願ひします。 教育長 横井委員よろしいですか。 横井委員 はい。 教育長 ほかにございませんか。 （「異議なし」の声あり） 教育長 それでは、承認ということによろしいでしょうか。 （「はい」の声あり） 教育長 それでは、議案第20号は承認されました。 健康福祉課の皆様はここまでという形になるかと思います。 ありがとうございました。
--	--

	(健康福祉課職員退室)
教育長	続きまして、議案第21号「教育に関する事務の議案の作成に対する意見について」をお諮りします。 書記に議案を朗読させます。 (議案朗読)
教育長	ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。
教育局長	ただ今議題となりました、議案第21号「教育に関する事務の議案の作成に対する意見について」の内容をご説明申し上げます。 本議案につきましては、今後開催されます町議会9月定例会に議案として提案するため、令和8年8月19日付けで女川町長から意見を求められたものでございます。 内容につきましては、議会の議決に付すべき財産の取得についてです。 本議案は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いの際は、議会の議決を要することと定められております。 参考資料によりご説明申し上げます。 今回取得する財産及び数量は、女川町立女川小・中学校教員用パソコン50台及び付属品一式となります。 令和2年度において、女川町教育委員会が整備した教職員用パソコンが端末機器の耐用年数経過に伴い、更新するものでございます。 指名競争入札において、令和8年7月31日に執行し、3社を指名したところ1社が応札いたしました。 1回目の落札となり、予定価格1,579万2,700円に対し、同額の契約金額1,579万2,700円で株式会社オーテックと令和8年8月6日に仮契約を締結しております。 申し上げましたとおり、契約に係る落札率は100%でございました。 続きまして教員用パソコンの仕様概要でございます。 調達機器は、VAIO社製のパソコン、ポータブルDVDドライブ、初期設定等となります。 以上、議案第21号「教育に関する事務の議案の作成に対する意見について」の内容についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。
教育長	ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

	(「異議なし」の声あり)
教育長	それでは、承認ということによろしいでしょうか。
	(「はい」の声あり)
教育長	それでは、議案第21号は承認されました。
	続きまして、議案第22号「令和8年度女川町教育委員会活動状況に関する点検及び評価報告書(令和7年度実施分)について」をお諮りします。
	書記に議案を朗読させます。
	(議案朗読)
教育長	ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。
教育局長	ただ今議題となりました、議案第22号「令和8年度女川町教育委員会活動状況に関する点検及び評価報告書(令和7年度実施分)について」、提案理由を申し上げます。
	本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施した点検及び評価の結果を別冊のとおり報告書として取りまとめいたしましたので、議会への提出及び公表について承認を求めるものでございます。
	教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされております。
	また、実施にあたっては、学識経験者の知見の活用を図るものとされているため、すでに委員委嘱しております学識経験者3名から意見聴取を行いました。
	その結果を取りまとめ、公表することによって、町民に対する教育行政の説明責任を果たすとともに、適正かつ効率的で信頼される教育行政の推進を図ることを目的としております。
	この点検及び評価等につきましては、対象事業における実施状況及び成果、今後の課題等について自己評価を行い、その内容について学識経験者から意見を聴取し、報告書として取りまとめたものとなります。
	また、今年度から、令和7年4月に策定した改訂教育大綱に基づき、その評価書の内容についても大幅に改訂しております。
	これまでの学校行事等全般に対しての評価ではなく、教育委員会で定めた重点的施策に焦点化して評価しております。
	次に、教育行政評価委員会の開催状況でございますが、第1回を令和8年7月6日に、第2回を8月3日に開催し、令和7年度に実施した事業の点検評価を行っていただきました。
	教育行政評価委員は、宮城教育大学大学院教育学研究科特任教

教育長

授の前田正氏、石巻専修大学人間学部人間教育学科特任教授の奥山勉氏、女川町商工会副会長の島貫洋子氏の3名でございます。

以上が、提案理由に関する説明となりますが、報告書の内容については、教育長からご説明申し上げます。

それでは、私から報告をさせていただきます。

教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の報告につきましては、ただ今、提案理由の説明の中で局長からあったとおりでございます。

大変申し訳ございませんが、時間の関係で、報告書の詳細な内容については割愛させていただきまして、私からは、教育行政評価委員からの主な意見のみかいつまんで説明をさせていただきますと存じますので、よろしくお願いいたします。

冊子の30～31ページに、教育大綱に示されております基本的方向1から6まで、さらには、総括という形でご意見を頂戴しております。

まず、基本的方向1「自立するための夢と志、確かな学力の育成」につきましては、「女川町に根ざした志教育の推進」を掲げ、学びの土台づくりや確かな学力の育成、さらにはカタル国との交流を通じた国際理解教育等、学校・家庭・地域が一体となって様々な取組を実践し、成果を上げている。一方で、小中一貫教育学校の特徴を最大限に生かし「何のために学ぶのか」「自らの志は何か」を問い続ける教育活動の充実に向け、今後も着実な改善と深化が求められるとの意見を頂戴しております。

基本的方向2「豊かな人間性、健やかな体の育成」につきましては、東日本大震災を経験した本町において、命の尊さや助け合いの大切さ、たくましい心と体の育成に向けた取組は極めて重要である。その一環として、避難訓練の日常化や道徳・人権教育の充実、運動能力向上の取組等が積み重ねられ、着実な成果につながっている。一方、小・中学校を通じた防災・減災教育の更なる充実に加え、読書活動の充実、スマートフォン等の長時間使用の改善に向け、学校と家庭が連携した取組の一層の充実を期待したいとのご意見を頂戴しております。

基本的方向3「一人一人の子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」につきましては、本町の特別支援教育推進協議会は、支援団体「つばくろ会」、宮城県立支援学校女川高等学園等との連携が深められ、障害をもつ児童生徒や関係教職員、町民との交流機会を通じて障害への理解が促進され、共に学ぶ環境の整備が図られている。今後も、「特別支援学級が学校づくり

の中心である」という経営理念の下、全ての子供たちが共に学び、共に育つことができる環境の整備を推進し、共生社会の実現に向けた女川らしいインクルーシブ教育の充実を期待したいとのご意見を頂戴しております。

基本的方向4「信頼され魅力ある教育環境づくり」につきましては、校内研修や外部研修、小中連携を通して教員の指導力向上が図られ、学力調査結果の共有や授業改善に向けた対話等、組織的な学びの体制が形成されている。一方、指導事例・教材の共有や小中連携による授業改善を進め、組織としての授業改善力向上が重要である。

子供たちの学びの質の向上は教育への信頼を支える根幹であり、その充実が町の未来を拓く。今後も取組を継続・発展させ、より良い教育環境が育まれることを期待したいとのご意見を頂戴しております。

基本的方向5「学校・家庭・地域社会・行政が連携・協働して子供を育てる環境づくり」につきましては、保幼小連携や家庭教育支援、地域学校協働活動を通じて学校・家庭・地域が連携し、子供の成長を支える体制が整いつつある。多様な担い手が子供の学びに関わり、地域ぐるみで育てる意識が醸成され、基盤形成が進んでいる点を評価したい。

今後は、地域おこし協力隊等、新たな人材も地域の力として活躍しており、こうした人材と地域住民とのつながりを深め、本町の強みである地域ぐるみの子育て環境の更なる充実を期待したいとのご意見を頂戴しております。

基本的方向6「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」につきましては、学習講座や文化芸術活動、読書活動、スポーツ事業を通じ、学びや交流に参加する機会が幅広い世代に提供され、人のつながりを育みながら地域の活力向上に寄与している。こうした取組の積み重ねが地域の活力を高め、町民の学びや活動が世代を超えた交流を生み出す。その広がりが、誰もが生きがいを持ち学び続けられる環境づくりにつながることを期待したいとのご意見を頂戴しております。

さらには、総括として、6つの基本的方向に基づく取組が相互に連動しながら展開され、子供たちに未来を切り拓く力を育む学習環境の充実と、地域の学びを支える基盤形成が一体的に進められている。

今後は、各施策の成果を継続・発展させるとともに、多様な担い手が協働の質を高め合いながら学校・家庭・地域が一体となって子供の育ちを支える、女川町らしい教育環境の更なる充実

を期待したいとのご意見を頂戴しております。

以上、大変大ざっぱな説明で恐縮ではございますが、教育行政評価委員会から頂戴しました評価やご意見を踏まえて、今後の女川町教育行政の推進、充実に真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、この報告書につきましては、後ほど、町のホームページに掲載し公表することとしております。

以上で、報告書に関する説明とさせていただきたいと思います。それでは、ただ今の議案説明についてご質問等がありましたらお願いします。

中村委員

有識者のご意見というのは、本当に今後の教育推進の方向性を示していただいていると思うんですけども、やはり大きな方向性なので、このいただいたご意見を先生方が今後、教育実践を進めていくうえでどのように共通理解を図っていくのか。そして、具体的に把握、認識をしていかないと具現化が難しくなってくるのではないかなと思うんですね。だから、その共通理解の場を今後設置していく計画というのがあるのか。心配しているのは、ご意見はいただいたと。(6)までのご意見はいただいた。ただ、その意見は意見としてそばに置かれたままになるのを危惧しているんですね。だから、ご意見というのは大きなものなので、それをどのように先生方全員が共通理解、これはこういうことなんだねということの共通理解を図ったうえで、さらにそのための具体策を先生方が認識していかないと、意見は意見でそのまま語られておしまいというふうになってしまうのではないかなと思うので、これを受けたあとの先生方の取り組みをきちんと計画立てていただければなと思っています。

教育長

ありがとうございます。

今、中村委員からお話をいただいたことというのは、行政評価委員会の中でも意見として出てきた内容です。評価報告書のページ数が、これまでと比べて約4分の1くらいに減っているわけですね。これまではどちらかというと教育委員会というよりも、学校の内容が多かった。それを思い切って改革をして、30ページぐらいにギュッと縮めると、どうしても学校のものが見えなくなるというご意見とかいろいろなものがあつたんですけど、ただ、基本的には教育行政と教育委員会の施策についての評価なので、この部分についてはご理解を改めてお願いしたいというふうに思います。

学校には学校評議員会というのがあるって、具体的にいろいろなことを評価してもらいながらやっている。基本的には我々のこ

の施策を受けて学校でも展開しているということは、中村委員おっしゃるとおりだと思うので、このあたりについては、今までは割と、どちらかといったら学校とやり取りしながらこの場で出していた部分があるので、今回はある程度当局の施策を中心に評価していただいた部分があるので、中村委員おっしゃっているように、改めて、校長・教頭会議も含めて、こういうふうな評価をいただいたのでこうだということは説明しながら、今後の学校経営、あるいは学校運営に生かしていけるような働きかけをしていきたいと思っています。

具体的なことと言われると、確かにそのとおりなので、これをどう学校で進めていってもらえるか、そのあたりについては共通歩調で進めていきたいというふうに思っているところです。

よろしいですか。

中村委員

はい。

教育長

それでは、議案第22号は承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長

それでは、議案第22号は承認されました。

議事は、以上です。

休憩します。

(休憩)

12 報告事項

教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番「報告事項」に入らせていただきます。

はじめに、私から報告いたします。

明日が第2学期の始業式ということで、いよいよ第2学期が始まります。

今年の夏は本当に雨が多くて大変な夏でしたと話したのですが、今日は非常に暑くて、8月25日とは思えないような、今日も多分寝苦しいのだろうと、そんな中で明日を迎えるのかなと思っています。

でも、そんな中でも、子供たちにとっては、思い出に残る夏休みになったものと思っています。

それにしましても、7月28日に熊本県で起きた地震にはまた驚かされました。前回の地震から復興が進んできた中での災害、被災地の方々の心中を察するに余りあるものがあります。

早速、女川町のみならず、中学校の生徒会が立ち上がって、役場等で募金活動を行っていました。

また、先日の千葉県の集中豪雨による河川の氾濫、増水による被害、改めて水の力の恐ろしさというものを感じました。

被災した方々の一日も早い復旧・復興を願うとともに、この場をお借りしまして、亡くなられた皆様方のご冥福を心からお祈りする次第であります。

そんな夏休みでありましたが、おながわみなと祭り、あるいは研修視察対応等、また、部活動やプール指導等、先生方にはよく頑張ってもらいました。

今日もそうなんですけど、何日間かは熱中症対策のため部活動やプールを休止した日もありましたが、先生方には細やかに熱中症等の対策も行ってもらいました。

これからまさしく充実の秋に向けて、子供たちのみならず、先たちも燃えながら教育活動にまい進してほしいと願っているところでもあります。

それでは、レジュメに沿ってお話をさせていただきます。

まず、学校関係です。

7月26日（日）、あいにくの天気とはなりましたが、おながわみなと祭りが開催されました。

雨天のため鼓笛隊等のパレードは中止となりましたが、中学校の吹奏楽コンサートは、場所を移しての実施となりました。

また、次の日の朝、小・中学生がボランティアでの早朝清掃を行いました。小・中学生が30～40人と教員、そして教育局の職員も参加して、実行委員の皆様とともに汗を流しました。

7月29日（水）、おにぎり大使に参加する中学校3年生の女子生徒2名が元気に出発していきました。

8月19日（水）に行われた町長への事業報告会でも、充実した研修だったと語っていたということでもあります。

8月9日（日）、第35回女川光太郎祭がまちなか交流館で行われまして、参加してきました。

今年は、昨年度からの流れを引き継ぎ、女川中学校の女子生徒3名が光太郎の詩を朗読しました。参加した3人は、小学生の頃、子供司書養成講座を受講した生徒たちで、読み聞かせ等で培った力を存分に発揮した素晴らしい朗読でした。

これまで小学校で子供司書養成講座を受講した子供たちは、中学校に入学するとほとんど活動がありませんでした。しかし、昨年度から教育局の佐藤克己先生がつながる図書館の職員の方々と連携し、そのような生徒たちに声をかけてもらい、実現しました。いい受け皿、取組だなと感じますとともに、次年度も継続して実施できればと思っています。

8月19日（水）、恒例の秋田県東成瀬村への研修視察ということで、今年も小中連携夏季研修会に参加してきました。

私も3年連続で訪問させてもらいました。今年も、東成瀬の心意気というものがひしひしと伝わってくるような研修会でありました。

3番、会議、研修、教育委員会関係では、7月30日（木）、カタル国大使館へ、来年1月に実施予定だった第2回生徒派遣事業の中止について約1時間近くお話をしてきました。趣旨については十分ご理解いただいたと思っています。

8月3日（月）、第2回目となる教育行政評価委員会を実施しました。レジュメ記載のとおり、詳細につきましては、先程報告を申し上げたとおりであります。

8月4日（火）、県教育委員会の教育長をはじめ、県北部の教育長さん方が参加しての教育懇話会が開催されまして、横井委員と出席してきました。

主務教諭の設置、部活動の地域展開の現状についての情報交換会となりました。私は女川町の現状と課題についてお話をさせてもらいました。

8月14日（金）から20日（木）まで、今年もHLABの研修会が実施されました。

参加した高校生、大学生、みんないい顔をして参加していました。女川町からは、今年中学校を卒業した男子生徒6名が参加していました。

8月15日（土）、新聞等でも紹介されていましたが、町制100周年記念行事の一環として、30年前、町制70周年を記念して実施されたタイムカプセルが開封されました。当時の児童の作文や写真、雑誌、漫画等が防臭剤等を利用した完璧な包装作業によって、ほぼ当時と変わらない状況で保存されていて、びっくりしました。集まった方々も皆さんいい顔をしておられました。その他に移らせていただきます。

いよいよ9月議会が3日から始まります。昨年度である令和7年度分の決算が中心になるんですが、一般質問でも1名の議員からの質問が来ています。

2つ目は、教員採用選考の一次試験の結果が先日通知されまして、女川小・中学校関係では、受講した2名の養護講師が2名とも合格しました。

先日から教育委員会もバックアップしながら、面接練習等の二次試験対策を行っています。

2人とも28日（金）が二次試験の日となっていますので、頑張らせたいと思っているのですが、倍率が約25倍くらいだと思います。でも、何とか二次試験を突破してほしいなというふうに思

教育局長

っているところです。

3点目ですが、部活動の地域展開についてです。

宮城県では、令和10年度から休日の部活動を中止にするよう市町村に呼び掛けておりまして、本町のみならず、石巻市、東松島市と連携しながら、そのありようを急ピッチで進めてまいりたいと思っております。

ある程度固まってきた段階で教育委員の皆様にもご報告をさせていただきたいと思っております。

5の女川小学校・女川中学校の主な行事予定を含めて、学校から上がってきたものについては、後ほどの協議会の中でお話をさせていただきます。

結びになりますが、早いもので来週からは長月、9月です。

9月は、小・中学校ともに修学旅行等の宿泊体験学習、あるいは新人戦等の中体連行事が予定されています。

実りの秋となるよう、我々も学校、そして子供たちの学びを応援していきたいと思っております。

私からの報告は、以上となります。

続いて、教育局長から報告させます。

それでは私から、学校教育関連についてのご報告をさせていただきます。

まず、日程関係でございます。

実施済みのものにつきましては、資料のとおりとなります。

今後の実施予定です。

先程教育長からもお話がありましたが、9月3日（水）からいよいよ定例議会が行われます。

今回は、令和7年度の決算議会となりますので、少し長めの予定では9月10日ぐらいまでの議会となる予定でございます。

9月24日（木）、心身障害児就学指導委員会、午後3時からこの場において行われます。

9月28日（月）、下期の行政区長会議が行われます。教育長と私が出席してまいります。

9月の定例教育委員会は、9月30日（水）、この場でとなりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、その他として、令和7年度の学習塾代等支援事業交付実績を載せております。

交付件数が270件から254件に減っていますので、補助金額は令和6年度よりも多少下がるというふうになっております。

（2）です。令和7年度高等学校等通学費等補助金、令和6年度に対して約50万円ほど上がっております。

これにつきましては、交付件数はほとんど変わらないんですけれども、JRの運賃が値上がりしましたので、その分で若干金額が上がってございます。

(3)です。令和7年度基礎学力充実事業実績、いわゆる検定等の補助でございます。

残念ながら、令和6年度に比べ、小・中学校とも受検者数が減っております。令和8年度に実施した「おながわプラス」でこの件に関して力を入れて周知していただいているというふうに聞いておりますので、来年度につきましては、受験者数が増えるかなというふうに期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、社会教育、体育振興になります。

ここからは、主なものについてご説明させていただきます。

まず、生涯学習事業です。

(2)です。8月26日(水)、高齢者教育として、第3回目の老壮大学を予定しております。明日は、民謡と三味線を弾きます。第4回目につきまして、来月にありますが、これは町制100周年記念事業の冠を付けまして、定義山に研修に行く予定でございます。

同じく明日、芸術文化でくずし字講座がございます。

続いて、女川町協働教育プラットフォーム事業、(1)学校支援、③です。第2学期からいよいよ地域学校協働活動として、潮活動と御神楽が9月に集中して行われます。

それから、(2)家庭教育支援で、親子アドベンチャークラブ、9月13日(日)、親子シーカヤック体験ということで、現在、13名の参加を予定しております。

8月・9月の予定については、資料のとおりとなります。

続いて、体育振興事業です。

9月のイベントでございます。

(1)河北新報・石巻かほく杯争奪宮城県少年少女柔道大会。これは女川町教育委員会の主催事業となっておりますが、町制100周年記念事業と銘打ちまして、オリンピック金メダリストの巴投げの角田夏実さんをお呼びして、柔道大会終了後、柔道教室を開催したいというふうに考えております。こちらにつきましては、町制100周年記念事業となります。

続きまして、9月26日(土)、女川町地区対抗ペタンク大会。例年多くの行政区の皆さんに参加していただいております。今年度も9月26日(土)に行われ、こちらも町制100周年記念事業として、少し景品等を豪華に行いたいというふうに考えてお

	ります。
	続いて、その他の大会等になりますが、最後、石巻地区中学校新人総合体育大会の柔道大会が9月27日（日）に女川町総合体育館で行われます。
	本町で柔道部1人おりますけれども、出るかどうか微妙ですが、お知らせとなります。
	以上となります。
教育長	報告は以上となりますが、委員の皆様、ただ今の報告事項についてご質問、ご意見はございませんか。
中村委員	教育懇話会の時に主務教諭の設置についてのお話もあったところなんですけど、今後の見通しとして、女川町でも主務教諭の設置をどのように図っていきますか。
教育長	ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、制度的なもので、宮城県としてその先生たちを任命していくというふうに、次年度、令和9年度から動き出していくんですけど、今、教員の組織は、校長、教頭、いわゆる主幹教諭という管理職があって、そこ以下は大体、先生方というのはみんな教諭でございますよね。ただ、お金的な部分もあって、例えば主任手当とか、例えば研究主事、研究主任とか、生徒指導主事をやったりすると一日何百円というお金が出るわけです。簡単に言えば、校長、教頭、主幹教諭の下に、教諭の上に、いわゆる管理職とは言わなくても、中間スクールミドルリーダーみたいな層を置きたいと。それを主務教諭というふうに国では捉えているんだそうです。県によっていろいろな呼び方があって、東京都はまた違う呼び方をしているんですよ。そういうところでやっているところもあれば、宮城県については令和9年度から導入したいという話でした。一発で導入といっても難しいので、次年度は、今、管理職で役職定年というのがある。校長、教頭、それから主幹教諭で役職定年となる人たちを対象にして、主務教諭として置きたいという話のようです。
	よろしいですか。
教育長	ほかにございますか。
山内委員	東成瀬村の研修なんですけど、毎年すごくいい学びを得て帰ってくるみたいな報告は聞かせていただいていますけれども、これは、今回も小・中学校の先生6人が研修に行きましたけど、帰ってきて、それを例えば、行っていない先生方にそれを報告とか学びを伝える会みたいな機会はあったりするんですか。
教育長	そこは学校にお任せしています。校長・教頭会議でもしょっちゅう言うんですけど、見えてくる、目に見える形でここを取り

		入れましたというのが欲しいんですけど、私たちのほうからこれをというのは変な話ですよ。ただ、学ぶ部分はいっぱいありますよねという話はしているんですが、いろいろそのあたりは学校でも議論していると思います。
	山内委員	女川の教育を考える会で一緒のグループになったりした先生は、東成瀬村ではこれをこういうふうにしててと具体的な話を聞いたりして、若い先生が多いので、そういう若い先生たちにそういう話が伝わって、うまく機能すればいいのかなというふうに思います。
	教育長	私もそう思っているんですけど、別に全て取り入れようと思っているわけじゃなくて、姿勢がすごいなど。二十何年、30年間ずっと一つのことにこだわるというか、本町でもそういうのは必要じゃないかなと。次から次へと変わり移る世の中ですから、本町はこれだと。先程の女川スタイルじゃないですけど、何かこれからつくればいいなとずっと思っていて、私の中でもいろいろ考えています。
	山内委員	ありがとうございます。
	教育長	ほかにございませんか。 （「はい」の声あり）
13	そ の 他	
	教育長	次に、「その他」に入ります。 何かその場で報告等ございますか。 なければ、「その他」については、よろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
	教育長	それでは、10月の日程を組ませていただきます。 10月の教育委員会は、教育現場視察として女川中学校の授業参観と給食の試食も行いたいと思います。 〔10月23日（金）午前10時30分からということで調整〕
	教育長	それでは、10月の教育委員会は、10月23日金曜日午前10時30分からということで、組ませていただきます。 ほかにございませんか。 なければ、以上をもちまして、本日の教育委員会をこれで終了させていただきます。 ありがとうございました。
14	閉 会	午前11時40分
15	本委員会の議決	の次第は、次のとおりであります。 議案第18号「幼保連携型認定こども園に関する事務の管理及び執行に対する意見について」（承認） 議案第19号「条例案に対する意見について」（承認）

議案第 20 号「幼保連携型認定こども園に関する事務の管理及び
執行に対する意見について」(承認)

議案第 21 号「教育に関する事務の議案の作成に対する意見につ
いて」(承認)

議案第 22 号「令和 8 年度女川町教育委員会活動状況に関する点
検及び評価報告書(令和 7 年度実施分)について」
(承認)

16 この会議録の作成者は、次のとおりであります。

参事 佐藤 拓也

上記記録の正確なることを認めここに署名する。

令和 8 年 9 月 30 日

会議録署名委員

2 番委員

新福 悦郎

4 番委員

山内 哲哉